

# 令和7年度省エネ住宅普及啓発セミナー開催 業務委託基本仕様書

## 1 委託業務名

令和7年度省エネ住宅普及啓発セミナー開催事業

## 2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

## 3 目的

県では、カーボンニュートラル社会の実現を目指して、令和2年8月に「ゼロカーボンやまがた2050（2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す表明）」を宣言しており、県民・事業者・行政などあらゆる主体が一体となって脱炭素に取り組んでいく必要がある。

本県で排出される二酸化炭素のうち家庭からの排出割合は約2割と、全国の割合を上回っており、カーボンニュートラル社会の実現に向けては家庭における省エネ対策や創エネをさらに進める必要がある。そこで、冷暖房などのエネルギー消費を抑えることができる高断熱・高気密住宅やZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）について、県民に対する普及啓発や県内の設計事業者・施工事業者の技術力向上を図ることで、住宅の脱炭素化を促す。

## 4 業務内容

### （1）県民向け普及啓発

#### ①内容

##### （ア）セミナーの開催

- ・住宅の脱炭素化の必要性や重要性への理解を促すセミナーを④開催場所において1回ずつ開催すること。
- ・県が認証する高断熱・高気密住宅「やまがた省エネ健康住宅」及び「ZEH」の特徴や利点を紹介する内容とすること。
- ・オンラインを併用した開催方法とすること
- ・参加者数は50名程度とすること。

##### （イ）体験見学会の開催

- ・「やまがた省エネ健康住宅」又は「ZEH」の性能を体験できる体験見学会を④開催場所において1回ずつ実施すること。
- ・体験見学会の会場については、予め県と協議の上調整すること。
- ・体験見学会の会場まで移動が必要な場合は、参加者の移動手段（借り上げバス等）は受託者が手配すること。
- ・参加人数については体験見学会の会場先と調整の上決定すること。

#### ②対象者

新たに住宅の建築を検討している一般県民

### ③講師

上記①の内容に精通した有識者や「やまがた省エネ健康住宅」又は「Z E H」の施工実績のある者から選定すること。なお、「やまがた省エネ健康住宅」の内容について、県所管課担当者からの説明を要する場合は、予め県に報告・協議すること。

### ④開催場所

県内 2 地域（村山地域及び庄内地域）で開催すること。

### ⑤参加料

参加料は無料とすること。

### ⑥事業周知・広報

受託者は自ら広報用のチラシを作成し、関係先に配布するとともに、2 地域で開催するセミナーの情報を新聞やフリーペーパー等に掲載し、効果的な広報に努めること。

## （２）省エネ住宅施工技術普及研修会

### ①内容

#### （ア）技術研修会の開催

以下の内容を学べる研修会とすること。

- ・ Z E H を施工するために必要となる一次エネルギー消費量の計算方法等に関すること。
- ・ 県が認証するやまがた省エネ健康住宅基準に適合するために必要となる断熱性能（外皮平均熱貫流率）の計算方法等に関すること。
- ・ その他、実務において必要とされる知識や技術に関すること。

#### （イ）実地研修会の開催

- ・ やまがた省エネ健康住宅を施工する上で重要となる断熱施工方法や気密施工方法等について技術指導を受ける内容とすること。

### ②対象者

#### （ア）技術研修会

県内に住所を有する個人の設計事業者又は県内に本店を有する法人の設計事業者等。

#### （イ）実地研修会

県内に住所を有する個人の施工事業者又は県内に本店を有する法人の施工事業者等とする。

### ③講師

#### （ア）技術研修会

「やまがた省エネ健康住宅」や「Z E H」の設計実績のある設計事業者から選定すること。なお、「やまがた省エネ健康住宅」の内容について、技術研修会において県所管課担当者からの説明を要する場合は予め県に報告・協議すること。

(イ) 実地研修会

「やまがた省エネ健康住宅」の施工実績のある施工事業者から選定すること。

④開催場所及び開催方法

県内2地域（村山地域及び庄内地域）で開催すること。なお、（ア）技術研修会については各会場複数回の実施等により、知識習得に十分な日程を確保すること。

⑤開催規模

- ・参加者数は各会場20名程度とすること。
- ・（イ）実地研修会については実地研修会の会場先と調整の上、参加人数を調整することも可能とする。

⑥参加料

参加料は無料とすること。

⑦事業周知・広報

県内の設計事業者や施工事業者に対し、効果的な広報を行うこと。

(3) 事業効果の測定

事業効果の把握について、セミナーの参加者にアンケートを実施し、結果を取りまとめて報告すること。

## 5 業務完了報告書の作成

委託業務が完了したときには、速やかに業務完了報告書等を作成し、提出すること。

## 6 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じることともに、本事業の目的以外に使用または第三者に提供してはならない。このことは、本業務終了後においても同様とする。
- (3) 本業務を実施するにあたり、事故や運営上の問題等が発生した場合は、速やかに県に報告すること。
- (4) 契約締結後、大規模災害発生等により本事業の実施が困難になったと県が判断した場合には、県と受託者が協議のうえ、事業内容を変更又は中止することがある。
- (5) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (6) この仕様書に記載のない事項については、県と受託者が協議のうえ定める。